

VIII. 重要な債務負担行為

当事業年度末までに契約を締結し、翌事業年度以降に支払が発生する重要なものは、以下のとおりです。

(単位：円)

契 約 内 容	契 約 金 額	翌事業年度以降の支払額
国立看護大学校構内情報システム賃貸借 一式	114,048,000	45,619,200
自動採血管準備装置賃貸借 一式	107,657,880	74,656,890
検体検査搬送システム賃貸借 一式	201,382,104	136,652,142
医事業務委託 一式 (戸山)	1,096,920,000	365,640,000
医事業務委託 一式 (国府台)	609,048,000	203,016,000
外来クラーク業務委託 一式	399,564,000	133,188,000
人間ドックセンター及びトラベルクリニックにおける健康診断等受付事務業務委託	262,548,000	87,516,000
建物総合管理業務 一式 (戸山)	730,402,200	486,934,800
建物総合管理業務 一式 (国府台)	444,220,920	269,147,280
物流管理業務 一式	304,656,000	152,328,000
保育所運営業務委託	386,100,000	386,100,000
戸山庁舎管理・運営業務	453,222,000	151,074,000

IX. 収益認識関係

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1) 収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、臨床研究事業及び診療事業であり、各事業の主なサービス等の種類は受託研究に係るサービス成果、診療行為に係るサービスであります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、13,113百万円及び34,339百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

X. その他法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。

XI. 重要な後発事象

該当事項はありません。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、年齢60歳代 (推定)、身長165cm、体格中肉、頭髪7cm

上記の者は、令和8年8月21日午後2時50分、東京都台東区東上野3丁目11番2号室内で発見されました。同年7月中旬頃死亡したものと推定。

ご遺体は火葬に付し、遺骨を保管してあります。心当たりのある方は、当区福祉部福祉課まで申し出てください。

令和8年10月8日

東京都 台東区長 服部 征夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢推定51歳以上、身長162cm、体格中肉の女性、着衣は黒色半袖Ｔシャツ、ベージュ色ブラジャー、黒色長ズボン、紫色パンツ、黒色靴、灰色靴下、所持品はキーホルダー付の鍵1個

上記の者は、真鶴1141番地の3北東方図測46mの岩礁で発見。死亡推定日時、令和8年8月20日頃。遺体は火葬に付し、遺骨は当町町営墓地で保管しております。心当たりのある方は、当町まで申し出てください。

令和8年10月8日

神奈川県 真鶴町長 小林 伸行

特定空家等の除去命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により公告する。

令和8年10月8日

五所川原市長 佐々木孝昌

1 対象となる特定空家等の概要

所在地 五所川原市字下平井町201番地6

家屋番号 201番6

用途 居宅

構造 木造

延床面積 79.20平米

2 所有者等に命じる必要な措置の内容

1の特定空家等を除却するとともに、建築物の内部及びその敷地内に残置されている動産等について、これを搬出し適切に処理すること。

3 所有者等に命じる理由

1の特定空家等は、2階部分の倒壊、構造上主要な部分（土台、柱、はり等）の腐朽・破損・変形、屋根の過半を超えた破損・欠落等が確認され、今後さらなる倒壊や破損部材の飛散等により、周囲に人的被害等が危惧されるなど、著しく保安上危険となるおそれのある状態であるため。

4 措置の期限

令和8年11月6日

5 五所川原市長による措置

五所川原市長又はその命じた者若しくは委任した者が、法第22条第10項の規定により当該措置を行う。なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

6 動産の取扱い

五所川原市長又はその命じた者若しくは委任した者が、2の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に存する動産等を撤去・処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、4の措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すこと。

7 五所川原市役所の掲示場への掲示

本公告の内容については、青森県五所川原市字布屋町41番地1の五所川原市役所の掲示場および五所川原市ホームページにおいて掲示する。

五所川原市公告

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に権限を有する方は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年十月八日

札幌市中央区南三条東三丁目五番地

横浜金庫株式会社

代表清算人 佐野 正明